

リリーチアクラブ会員規約

- 第一条 リリーチアクラブ（以下当クラブという）は、子ども達の健全な心と体の成長を目指し、チアダンスを通じて豊かな人間性を育んでもらうことを目標とします。
- 第二条 本人、保護者が第一条の目的に賛同し、所定の手続きを行った方が会員となることができます。
- 第三条 当クラブは宿河原会館 神奈川県川崎市多摩区宿河原 3 - 1 2 - 1 1 に置き、会員は以下の費用を支払うものとします。
- （１） 月会費 6,600 円（税込）
- ※毎月 26 日に翌月分が引き落としとなります。
- ※月の途中入会は週割り計算した金額を徴収します。
- 一度入金された費用は、理由の如何によらず返金できません。
- 第四条 休会、退会は前月末日までに講師に申し出てください。申し出のない場合は会費を徴収します。休会中は会員管理費 1,650 円/休会月分を徴収します。
- 第五条 年間練習回数は 43 回とし、祝日・お盆・お正月等はお休みとします。活動に影響を及ぼす交通スト・台風・火災・地震その他天変地異の不可抗力的な事態が生じた場合は休講とし補講は行いません。
- 第六条 毎年 3 月末に翌年度分のスポーツ保険に加入します。年度途中の入会、退会であっても同一の年間掛金が掛かります。
- 第七条 活動への往復時の不測の事態、犯罪、事故 等について、当クラブは一切の責任を負いかねます。
- 第八条 活動時、本人の不注意により事故を起こした場合、当クラブは一切の責任を負いかねます。
- 第九条 会員の個人情報（氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、LINE、その他決済に必要な情報）を取得し適切な措置を講じます。会員は個人情報の内容に変更のあったときは、速やかに講師まで届け出て下さい。
- 第十条 会員は当クラブの活動風景として撮影されることがあることを了承し、撮影した写真及び映像等を当クラブのウェブサイトや印刷物に利用する場合があります。
- 第十一条 練習着、指定ユニフォーム、ポンポン、シューズ等の練習や発表に必要な物品、イベント参加費は随時徴収します。

以上